

相模原市監査委員公表第10号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、平成30年1月26日に実施した出資団体監査及び財政援助団体監査の結果に基づき措置を講じた旨、市長から通知があったので、当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年3月5日

相模原市監査委員 彦 根 啓

同 坪 井 廣 行

同 金 子 豊貴男

同 石 川 将 誠

1 監査の対象団体及び所管部局

公益財団法人相模原市健康福祉財団(以下「健康福祉財団」という。)及び健康福祉局福祉部地域医療課

2 監査の日程

平成29年10月27日から平成30年1月26日まで

3 措置に係る通知日

市長から通知があった日 平成30年2月28日

4 監査の結果及び講じた措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>イ 健康福祉財団の会計処理について調査したところ、公益財団法人相模原市健康福祉財団会計処理規程(以下「会計処理規程」という。)では、「会計事務担当職員は、毎月末に会計記録を整理して、翌月15日までに会計責任者に提出しなければならない」と規定されているが、月末の会計記録が会計責任者へ提出されていなかった。</p> <p>今後は、会計処理規程に基づき、会計責任者への毎月末の会計記録の提出について徹底されたい。</p>	<p>平成29年10月27日から平成30年1月26日にかけて実施された出資団体監査及び財政援助団体監査における指摘事項につきましては、次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>会計処理規程で規定された月末の会計記録を会計責任者に提出されていない事例につきましては、健康福祉財団に対して指導を行い、健康福祉財団が次のとおり改善措置を講じました。</p> <p>月末の会計記録が会計責任者へ提出されていなかったことにつきましては、会計事務担当者が毎月末に会計記録を整理し、総勘定元帳の当該口座の金額と照合確認をしているものの、会計処理規程の認識が不十分であったことにより発生した事務処理誤りです。</p> <p>平成29年4月分から12月分までの会計記録につきましては、平成30年1月に提出し、会計責任者が確認いたしました。</p>

また、平成30年1月分の会計記録につきましては、2月15日に提出し、会計責任者が同日に確認いたしました。

今後は、会計処理規程に基づき、会計事務担当者が、会計記録を毎月提出し、会計責任者による確認を徹底することにより、適正な事務の執行に努めてまいります。